

個別避難計画について

個別避難計画とは、あらかじめ災害に備えて、

いつ、どこに、どのように避難するかを書面に残しておくものです。

●作成が必要な人は…

災害時に自ら避難することが難しい高齢者や障がい者などです（「避難行動要支援者」といいます）。



●作成する人は…

担当のケアマネジャーや相談支援専門員、もしくは古河市社会福祉協議会の担当職員が作成します。

●作成方法は…

ご本人、ご家族や支援者などが話し合った内容を、作成する人が書面でまとめます。具体的にはハザードマップなど見て、浸水区域の確認、避難先・避難経路の確認などを行いながら決めていきます。詳細は別紙「個別避難計画参考例」をご覧ください。

●内容は…

ご本人の状態、洪水・地震の時の避難先、避難経路、緊急連絡先などを記入します。

●作るメリットは…

あらかじめ避難先や避難方法を決めておくことで、災害時に慌てず避難行動を行うことができます。避難の際に持っていくことで、避難所の担当者や支援者が情報を把握しやすくなります。（個別の支援をお約束するものではありません。）

●作成義務は…

義務はありません。ご希望の方のみ作成をします。作成希望の方は、担当のケアマネジャーや相談支援専門員、古河市役所 福祉推進課までお問合せください。